

令和4年度 関川村 風しん予防接種費用助成のお知らせ

妊婦が風しんに感染すると、生まれてくる赤ちゃんに先天性風しん症候群（目、耳、心臓などの障害）を発生させる場合があります。

村では、妊婦への風しん感染を防止し、赤ちゃんの先天性風しん症候群を防止することを目的に、風しん予防接種費用を全額助成します。申請を希望する場合は、下記をお読みください。

※ この予防接種は、任意接種です。接種を受ける法律上の義務はありません。

■接種を検討される方へ ～新潟県 風しん抗体検査事業について～

新潟県「風しん抗体検査事業」をご活用ください

新潟県風しん抗体検査事業

- ・ 県では、風しん抗体検査事業を行っています。
- ・ 県の抗体検査対象者に該当する方は、風しん抗体検査が県の委託医療機関であれば無料で受検できます。
- ・ 詳しくは県または医療機関に問い合わせてください。

※ 風しん抗体検査は、結果が出るまで日数を要します。

※ 風しん抗体検査や風しん予防接種には、予約が必要となる場合もありますので、事前に医療機関に確認してください。

【お問い合わせ】

●村上保健所 電話 0254-53-8368

※受付時間は、月～金（祝日・年末年始を除く）の
午前8時30分～午後5時15分までです。

※新潟県ホームページ上にも掲載しています。

1. 接種費用助成の対象者

関川村に住所を有する妊娠を希望する女性で、抗体検査を受検し、抗体価が低い又は陰性（HI法16倍以下、EIA法EIA価8.0未満）となった人

※ただし、風しんの予防接種歴が2回ある人、及び風しんの罹患歴のある人は対象外です。

2. 助成金額

一人につき1回分の予防接種費用全額

（風しん単独ワクチン、麻しん風しん混合（MR）ワクチンのいずれかを助成します。）

3. 助成対象期間

令和4年4月1日から令和5年3月 31 日までに受けた接種について助成します。

4. 申請受付期間

令和5年4月5日(水)まで受付けします。

5. 申請方法 (償還払い)

- (1) 接種当日は、医療機関でいったん全額を支払ってください。
- (2) その後、役場・健康福祉課まで下記を持参し、申請してください。
- (3) 村では申請の受理後、助成金交付の可否について個別通知でお知らせします。
交付決定された方には、助成金が指定口座に振り込まれます。

<助成申請に必要なもの>

- ・風しん抗体検査結果証明書
- ・風しん予防接種済証
- ・予防接種の領収書
- ・印鑑
- ・振込先金融機関通帳（接種者本人名義のもの）

※申請書は、① 役場窓口（1階）で配布しています。

② 村のホームページ(健康福祉課)からダウンロード※できます。

※村ホームページトップ画面>くらしのガイドコーナー（医療・介護・福祉）>医療について>風しん予防接種費用の全額助成を行います

6. 風しん予防接種が受けられる医療機関

村の受託医療機関一覧（裏面）をご覧ください。

7. 接種ワクチンについて

<効果>

弱毒化したウイルスによる生ワクチンです。接種者の 95%以上が免疫を獲得することができ、風しん感染を防ぐことができます。

<主な副反応>

発しん、紅班、かゆみ、関節痛、リンパのはれ、接種部位の発赤・はれ・痛みなどが主なものです。

まれに起こる重大な副反応は、ショック、アナフィラキシー、血小板減少性紫斑病、急性散在性脳髄膜炎、脳炎、脳症が報告されています。

8. 予防接種にあたっての注意

<接種するときの注意事項>

体調の良い日に接種しましょう。体調で心配なことがある場合は、かかりつけ医等に相談しましょう。なお、風しん予防接種前約1か月間は避妊する必要があります。

また、次の場合は接種することができません。

- ・明らかな発熱（通常 37.5℃以上）を呈している場合
- ・重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな場合
- ・予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシー（通常接種後30分位に出現する呼吸困難や全身性反応）を起こしたことがある場合
- ・妊娠していることが明らかな場合
- ・その他、予防接種を行うことが不適当な状態にある場合

<接種したあとの注意事項>

- ・予防接種を受けた後30分間は、医師とすぐに連絡が取れるようにしておきましょう。急な副反応がこの間に起こることがあります。
- ・接種後、接種部位の異常な反応や体調の変化があった場合は、すみやかに医師の診察を受けましょう。また、接種後4週間は、副反応の出現に注意しましょう。
- ・接種当日の入浴は差し支えありません。接種部位をこすらずに、清潔を保ちましょう。
- ・接種当日の激しい運動や大量の飲酒は避けましょう。
- ・風しん予防接種後約2か月間は避妊する必要があります。

<健康被害救済制度について>

この接種は、予防接種法に基づかない任意の予防接種です。万が一、これらの予防接種によって引き起こされた副反応により、健康被害が生じた場合には、予防接種法による救済制度ではなく、「独立行政法人医薬品医療機器総合機構」による補償を受けることができます。

詳しくは、下記担当までお問い合わせください。



担当：関川村役場 健康福祉課
健康推進班 保健師
電話：(0254) 64-1472 （課直通）